文教警察企業常任委員会会議録

平成24年 1 月26日

場 所 第3委員会室

午前10時0分開会

会議に付託された議案等

- ○教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経 営に関する調査
- ○その他報告事項
- ・平成24年宮崎県警察運営方針及び運営重点に について
- ・「宮崎県立高等学校教育整備計画」(案) について
- ・県立高校生の就職状況について

出席委員(7人)

委 員 長 河 野 哲 也 長 副 委 員 後 藤 哲 朗 委 員 中 野 則 委 員 横 田 照 夫 委 員 外 Ш 衛 委 員 井 上 紀代子 委 員 有 出 浩

欠席委員(なし) 委員外議員(なし)

説明のため出席した者

警察本部

警察本部長 鶴見雅 男 警 務 部 長 米 久 郎 警務部参事官首 席 監 察 宮 下 貴 次 生活安全部長 上久保 岩 男 刑 事 部 長 椎 葉 今朝邦 交 通 部 長 長 友 重 德 備 髙 部 長 日 昭

会 計 課 長 古 屋 圭一郎 警務部参事官兼警務 課 長 武 田 久 雄 生活安全部参事官兼 生活安全企画課長 松 井 宏 益 生活安全部参事官兼地 域 課 長 山内 敏 総 務 課 長 鬼 塚 博 美 学 小 年 課 長 野 辺 山 朗 交通規制課長 杉 勝 運転免許課長 元 宏 坂 正

教育委員会

教 育 長 渡 辺 義 人 田 博 昭 数 育 次 長 (教育政策担当) 飛 洋 \blacksquare 教 育 次 長 本 真 司 Ш (教育振興担当) 総 務 課 長 安 田 宏 士 政策企画監 宏 髙 田 昌 参事兼財務福利課長 展 幸 福 永 学校政策課長 長 濱 美津哉 学校支援監 野 中 诵 彦 特別支援教育室長 武 富 志 郎 教職員課長 Ш 畠 達 朗 生涯学習課長 津 曲 睦 己 スポーツ振興課長 村 司 \blacksquare 文化財課長 方 田 浩 人権同和教育室長 中 原 邦 博

事務局職員出席者

議事課主査本田成延政策調査課主査藤村正

○河野委員長 ただいまから、文教警察企業常

任委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程についてであります。

お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○河野委員長 それでは、そのように決定いた します。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。 午前10時0分休憩

午前10時1分再開

○河野委員長 委員会を再開いたします。

本委員会への報告事項について説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて 終了した後にお願いいたします。

○鶴見警察本部長 おはようございます。委員 長を初め委員の皆様方には、昨年中、警察業務 各般にわたりまして、温かい御理解、御支援を 賜りまして、まことにありがとうございました。

年末年始にかけまして、特別警戒取り締まり、 そして初日の出暴走取り締まり、初もうでの雑 踏警備等に当たりまして、比較的平穏な年明け を迎えることができたと思っておりましたけれ ども、強盗事件が2件発生いたしまして、懸命 の捜査と県民の皆様方の御協力によりまして、 早期に検挙することができました。ただ、6名 の方が交通事故で既に亡くなっておられます。 ことしは特に交通事故抑止にはしっかりと年当 初から力を入れていかなければならないと思っておりますし、また、新燃岳の噴火の危険性も 指摘されております。地震や津波も従来の予想 をはるかに超えた予測がなされているところで ございます。防災に関しましても、万全の体制 で臨まなければならないというふうに考えてお ります。

本年も、県警の運営方針は「県民の期待と信頼にこたえる力強い警察」といたしまして、職員一丸となりまして、県民の皆様の安全・安心の確保に努めてまいる所存でございます。ことしもまた御指導をよろしくお願い申し上げます。

本日は、その県警の運営方針と運営重点6項目につきまして御報告させていただきたいと思います。内容につきましては、警務部長から報告させますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

私からは以上でございます。

○久米警務部長 それでは、「平成24年宮崎県警察運営方針及び運営重点」について御説明いたします。

お配りした資料をごらんください。

本年の運営方針は、昨年に引き続き、主題を「県民の期待と信頼にこたえる力強い警察」にするとともに、副題を「安全で安心な宮崎をめざして」としております。これは、事件・事故等がますます複雑・多様化する昨今の治安情勢を踏まえ、郷土「宮崎」が安全で安心して暮らせることを願う県民の期待と信頼にこたえるために、宮崎県警察の総合力を結集した力強い警察活動を本年も引き続き展開しようというものであります。

この方針のもとでの具体的な取り組みとして、「街頭犯罪等の抑止・検挙と犯罪の起きにくい社会づくりの推進」「交通事故の総量抑止と交通秩序の確立」「災害等重大事案への対処とテロの未然防止対策の推進」「重要犯罪の徹底検挙と組織犯罪の封圧」「少年の非行防止と保護総合対策の推進」「被害者支援の推進」の6項目を運営重点に掲げております。

それでは、運営重点について御説明いたしま

す。

その一つは、「街頭犯罪等の抑止・検挙と犯罪 の起きにくい社会づくりの推進」についてであ ります。

まず、街頭犯罪等の抑止対策につきましては、 県民が最も身近に不安を感じる空き巣ねらい等 の侵入犯罪、車上ねらいやひったくり等の街頭 犯罪、あるいは子供や女性を対象とした性犯罪 の前兆事案と見られる声かけ事案等の対策を強 化することといたします。

また、振り込め詐欺につきましては減少傾向にありますが、その撲滅に向けしっかりとした対策を確実に推進して、治安の向上を図ることが重要であると考えております。

そこで、本年も、街頭犯罪等の抑止・検挙対策として、犯罪が多発する時間帯・場所における制服警察官による街頭警戒活動の強化や、犯罪が発生した際の迅速・的確な初動捜査による徹底検挙など、抑止と検挙の両面で諸対策を強力に推進するとともに、振り込め詐欺対策についても、金融機関や各種関係機関・団体との連携強化を図りながら、その撲滅に向けた諸対策を推進していくこととしております。

他方、犯罪の起きにくい社会づくりの推進につきましては、中長期的な視点に立ち、自治体や地域住民、事業所等のさまざまな主体が、それぞれの立場で一層防犯のための自主活動を行い、希薄化しつつある規範意識と、地域の安全は自分たちで守るというきずなを再生させ、地域を真に犯罪の起きにくい社会にするという本県の将来の治安を見据えたものであります。

そのため、広く県民が参加する重層的な防犯ネットワークを整備し、多くの企業、団体等を通じて県民が必要としている防犯情報を適宜・適切に提供するなどして、自主的な防犯行動を

促すことにより、地域の防犯機能を高めていく こととしております。

次に、「交通事故の総量抑止と交通秩序の確立」 についてであります。

昨年のこの重点項目につきましては、「交通事故の抑止と交通秩序の確立」としておりましたが、交通事故の発生が高どまりの状態にあるため、交通事故の総量を抑止して、死者数だけでなく負傷者数も減少させるという趣旨から、「交通事故の総量抑止と交通秩序の確立」に改めております。

昨年の県内における交通事故情勢ですが、発生件数は1万967件、死者数は49人、負傷者数は1万3,097人でありました。死者数は、前年比マイナス2人で、昭和30年以降、昭和31年の43人、平成20年の48人に次いで、3番目に少ない数でありました。しかしながら、発生件数、負傷者数は、わずかに減少したものの、依然として高どまりの状況にあり、予断を許さない厳しい情勢にあります。

交通事故の特徴といたしましては、運転者の 緊張感の欠如と認められるわき見運転等のいわ ゆる「てげてげ運転」によるものが約7割を占 めていること、全死者数に占める高齢死者の割 合が5割を超えていること、飲酒運転による悪 質な事故が後を絶たないことなどが挙げられま す。

このような情勢を踏まえまして、警察としましては、現在、県民運動として展開しております「てげてげ運転追放運動」を積極的に推進し、ドライバーの緊張感の醸成を図るとともに、高齢者の関与する事故を減少させるため、高齢者宅訪問指導を積極的かつ効果的に実施するなど、事故抑止対策を昨年以上に推進することとしております。

また、飲酒運転や最高速度違反等交通事故に 直結する悪質性、危険性の高い違反に対する指 導取り締まりを強化しますとともに、自転車の 利用者に対する交通ルールの浸透を図ることと しております。

今後とも、交通事故の実態を踏まえ、総合的な交通事故総量抑止対策を推進し、安全で快適な交通社会の実現を図ってまいりたいと考えております。

次に、「災害等重大事案への対処とテロの未然 防止対策の推進」についてであります。

昨年まで、この項目は「テロの未然防止と災害等重大事案対策の推進」としておりましたが、 昨年の東日本大震災や新燃岳の噴火等の反省教訓を踏まえ、本年は「災害等重大事案への対処とテロの未然防止対策の推進」に変更しております。

「災害等重大事案への対処」につきましては、 東日本大震災等への教訓を踏まえながら、大規 模地震・津波対策等として、従来の被害想定を 超える被害を想定した災害対応図上訓練を実施 するなど、事前対策の強化と初動体制の確立を 図っているところであります。

また、昨年12月の内閣府の有識者会議におきまして、想定される東海・東南海・南海地震での震源域が日向灘まで拡大され、マグニチュード9.0という暫定的な中間報告がなされております。

今後も、自然災害や突発事案への備えを怠る ことなく、平素から実戦的訓練や関係機関との 連携を図り、迅速・的確な警備措置や対策の見 直し、対処能力の一層の強化を推進することと しております。

「テロの未然防止対策の推進」につきまして は、世界的な経済の停滞、円高による国内経済 の悪化などから、政治経済、社会情勢等に対する不満や不安が拡大し、突発的なさまざまな事象の発生が懸念されているところであります。このような国内外の情勢を注視して、テロ等の兆しを的確に把握し、テロの関連情報の収集、公共交通機関等に対する警戒警備を強化するとともに、関係機関・団体と緊密な連携を図り、テロの未然防止を図ることとしております。

次に、「重要犯罪の徹底検挙と組織犯罪の封圧」 についてであります。

重要犯罪につきましては、昨年は、殺人事件 や持凶器強盗事件、現住建造物等放火事件など 社会の耳目を引く事件が発生しましたが、迅速・ 的確な初動捜査と徹底した基礎捜査によりまし て、そのほとんどを早期に検挙したところであ ります。本年も引き続き、県民に不安を与え、 その安全を脅かす殺人や強盗などの重要犯罪の 徹底検挙を図っていくこととしております。

一方、組織犯罪対策につきましては、暴力団の幹部組員を検挙するなど、暴力団組織の壊滅に向けた取り締まりを初め、覚せい剤及び大麻事件の検挙など薬物事犯に対する取り締まりや、中国人らによる偽装結婚事件の検挙など、犯罪インフラ対策を強力に推進したところであります。

また、宮崎県及び県内すべての市町村において、暴力団排除条例が制定され、社会全体で暴力団を排除する体制を整備することができました。

そこで本年も、暴力団を初めとする犯罪組織に対する取り締まりとして、構成員等の徹底検挙と資金源封圧ための諸対策を推進するとともに、県民生活を脅かす銃器・薬物事犯の徹底検挙や、犯罪のグローバル化・犯罪インフラ対策を推進していくこととしております。

また、暴力団排除条例の効果的な運用を図る とともに、県や市町村、宮崎県暴力追放センター 等関係機関・団体はもとより、県民と相互に連 携・協力して、暴力団排除を推進していくこと としております。

次に、「少年の非行防止と保護総合対策の推進」についてであります。

本県における近年の少年非行情勢は、刑法犯 少年の検挙人員は減少傾向にあるものの、その 中で再非行の割合は増加傾向にあり、昨年は、 少年による強盗や放火等の凶悪事件が発生する など、依然として予断を許さない状況にありま す。

このような情勢を踏まえ、非行を繰り返すなどの問題を抱える少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動や、積極的な声かけ・あいさつ運動等による少年を見守る社会機運の醸成といった、昨年から取り組んでいる「非行少年を生まない社会づくり」を引き続き強力に推進することとしております。

また、インターネットを利用した児童ポルノ 等の犯罪被害が増加していることから、児童が 使用する携帯電話のフィルタリングの100%普及 を目指した継続的な取り組みを行うとともに、 児童虐待や児童買春等の福祉犯罪による被害少 年の継続的支援等の保護対策を積極的に推進し てまいりたいと考えております。

最後に、「被害者支援の推進」についてであります。

警察は、被害の届け出、被疑者の検挙、被害回復やその軽減、再発防止対策などを通じ、犯罪被害者等と最も密接にかかわり、これらの人等を保護する役割を担う機関であります。そういった立場から、犯罪被害者等の視点に立った途切れることのないきめ細やかな支援を確実に

行っていくことが重要であると考えております。

本年も、精神的・経済的支援など、直接的な 支援に加え、知事部局、市町村、みやざき被害 者支援センター等、関係機関・団体と緊密に連 携をとり、総合的な被害者支援活動に取り組む とともに、社会全体で被害者等を支える機運を 醸成するために、積極的な広報啓発活動を推進 することとしております。

以上、平成24年の運営方針及び運営重点について御説明申し上げましたが、本年も県民の負託にこたえるべく、力強い警察の構築を図り、各種の警察活動を積極的に展開することといたしておりますので、今後とも、御理解、御支援をよろしくお願いいたします。以上であります。 〇河野委員長 執行部の説明が終了いたしまし

〇中野委員 1点だけお尋ねいたしますが、組織犯罪の封圧に関してですけれども、昨年はこの体制ができたということでありますが、暴力団の資金源について、これらについても封圧に取り組むということでしたが、宮崎県の暴力団の資金源の主なものは何があるんでしょうか。

た。報告事項について質疑はありませんか。

○椎葉刑事部長 暴力団の資金源につきましては、大きく分けて、合法的な資金源、それからいわゆる違法な資金源、大きく分けると2つになります。ただ、現実的には、ほとんど違法な資金源でございまして、そのすべてを私ども把握しているわけではございませんが、みかじめ料であるとか、いろんな債権取り立てのときに入って利益を得るとか、あとはいろんな取引に乗じて利益を得るとか、そういうのが一般的な資金源であります。中には、合法的なものでありますと、株取引とかそういうものにも入って、いろんなところから、いろんな名目で資金を得ているというのが実態でございます。

○中野委員 合法的な資金源と聞いてびっくり しましたが、株取引云々と言われましたけれど も、資金源を今から封圧するという話ですが、 合法的資金源のそういうことについても何か取 り組まれるんでしょうか。

○椎葉刑事部長 暴力団も一つの、中には会社を経営する、もしくは金融業をやっているとかいうのもございまして、いわゆる法律に違反しない範囲で、そういう事業活動をやって資金を得ているというのは現実にございます。ただ、その取り巻くまだ契約の段階とかそういうので、いわゆる暴力団であれば契約をしないとかいうのが暴力団排除条例の中にもうたってあるわけでありまして、合法であってもそういう合法資金が得にくいように、いわゆる私どもが対処していくということはございます。しかしながら、合法的な手段で得ている資金そのものにつきましては、あくまでも合法でございますから、私どもがそこに法律をもって切り込んでいくということは一般的にはできません。

○中野委員 暴力団が合法的ないわゆる会社経営をしている、そこからの資金源ということでしたが、暴力団そのものに合法性があるんですか。

〇椎葉刑事部長 暴力団そのものは、暴対法に 基づいて一定の要件のもとに指定されているん ですけど、暴力団員そのものの存在が違法では ございませんで、いろんな活動をする中におい て、暴力団の規制がかかっているわけでありま して、暴力団員であっても、いわゆる生存権な り基本的人権というのはあるわけであります。 ですから、暴力団が法律の範囲内においていろ んな事業を営むことについては、そこまでは規 制できないわけでありまして、当然財産も持て ますし、貯金も持てますし、家も持っているわ けであります。ですから、一応合法であっても、いわゆる灰色、グレーゾーンというのは当然ありますから、そのあたりはしっかり切り込んでいくんですけど、純然たる合法的に持っている彼らの権利というものは、それは制限できないということであります。

○鶴見警察本部長 暴力団は、刑事部長が言い ましたように、暴対法等で常習的に違法な行為 を行う集団、その中で指定暴力団というのを指 定して取り締まり等をしております。暴力団合 法といいますけれども、例えば金融取引ができ ないように金融機関が暴力団には口座を持たせ ないとか、それから業を営んでいるのであれば、 その暴力団の営む業者とは民間の方々も取引を しないとか、そういったようなことをしていた だくということで、暴力団排除条例というのを 去年つくっていただいたわけであります。です から、暴力団も一応生存権とかいろんな基本的 な人権はございますけれども、そういった金融 活動とか経済活動、こういったことは極力法律 で締めていくということと、一般の方も暴力団 とは契約をしない、取引をしない、孤立させて いく、そういったことで、取り締まりとともに、 そういう民間の方も暴力団とはかかわらない、 金を渡さないといったことを求めているのが現 在の暴力団排除条例でございます。最終的には、 暴力団をやめれば、一般の方のように金融取引 もできるし、普通に生活もできるというような ことで、とにかく暴力団を壊滅させて、暴力団 員でも、暴力団をやめて一般の市民として生活 していくということであれば、普通の市民とし て生きていけるというようなことにしていきま しょうというのが暴力団排除条例の趣旨であり まして、暴力団だから即何もできないというよ うな法律構成にはなっておりません。

〇外山委員 今の排除条例は、もちろん皆さん はいろんな問題点もよくわかっておられると思 うんですよ。今、本部長がおっしゃった、そう いう組織に入った人間がやめたからといって、 ある日突然、普通の人間にはなりませんよね、 なかなか。ということは、所属は、だから看板 は外したけれども、やはり反社会的な行為とい うのは、なかなかそう人間変わるものじゃない ので、表面に見えづらくなるというか、非常に 問題をはらんでいる条例ではあると思うんです よね。将来的に見えなくなるというかね。近い 将来、本当にすべての組織犯罪グループ、いわ ゆるやくざ組織が全部解散してなくなったと、 ある一定の目的は達するんでしょうけれども、 そこにおった人間とか、新たに生まれる社会に ついていけない人間というのはどこかにたまる わけで、社会秩序を守るのになかなか、机上の これと難しい乖離する部分が、これからいろん なことが出てくるような気がしますよね。ちな みに、これからでしょうが、ついせんだっても、 北署がゴルフプレーしていた一般人も含めて逮 捕しましたね。ああいったことというのは日本 初でしょうかね、今回の条例下においては。

○椎葉刑事部長 九州管区内では初であります。 全国では3件ほど例がございます。愛知、岡山 ともう1県でしたか、3件ほど例がありますが、 九州では初めての適用でございます。

○外山委員 排除条例に関して深く入っていくと非常に難しいので、あんまり入れませんが、この前の件は詐欺罪ということでしたがね、新聞によると。いわゆる身分を偽ったからということですか。

○椎葉刑事部長 今回、詐欺罪というのは、刑 法246条に規定しておりまして、この条文は1項 と2項に分かれております。1項がいわゆる客 体が財物でございまして、いわゆる金品、およ そ形のあるもの、これをだまし取るやつが1項 詐欺と私ども呼んでいます。片や2項がありま して、2項の客体というのは、財産上不法の利 益ということでございまして、形がない、例え ば債務をあったのをだまして免除するとか、そ ういうのが2項詐欺と言われるやつでありまし て、今回は、いわゆる本来は暴力団ということ を告げればゴルフ場が入れてくれないわけです から、それを隠して、ゴルフ場をだまして、そ してゴルフを、施設を利用させてもらうという 財産上の不法の利益を得たということで、詐欺 罪を適用して逮捕したということでございます。

○外山委員 今回初めてああいう事例があって、 一緒にプレーした3名の方も今回新聞に名前も 出ましたでしょう。かつては、とりあえずほか 3名とか、今回いきなり名前、年齢が出ました でしょう。あれは、それだけ確認は何かあった んですかね、関連が、裏づけになるような。

○椎葉刑事部長 4名のうちの1名が現実の暴力団組員であります。残りの者は、いわゆる暴力団と一緒にプレーした者であります。当然暴力団の身分を知っていながらお互い共謀して、暴力団という身分を隠してゴルフをしたということでございます。一般的に、警察が身柄を逮捕した事案については、**すべて名前は公表しております。ですから、それを当時、具体的に名前を書くか書かないかはマスコミによって若干対応は変わりますが、逮捕した被疑者につきましては、すべて人定は発表しております。ですから、あの場合は4名とも実名で報道されたということでございます。

○横田委員 先日、おとといだったですかね、 サンマリンスタジアムでテロが発生したという ※11ページ左段に訂正発言あり 想定で図上訓練が行われましたけど、例えば戦争とかだったら、相手国の前もった準備とかいうのがある程度察知できると思うんですけど、テロというのは、先ほど突発的という言葉を使われたと思うんですけど、なかなか前もった把握が難しいんじゃないかと思うんですよね。先ほど、テロの兆しを的確に判断して未然防止につなげていくということを言われたんですけど、具体的にその情報収集といいますか、それはどんなふうにされているのか、四六時中、普段からずっとされているのか、そこらあたりをちょっとお聞きしたいんですけど。

○日髙警備部長 今、委員のほうから質問があっ て、どういうことでそういう兆しをということ ですけれども、具体的にそういう通報でもあっ たりすればいいんですけれども、通常は世界の 情勢とか国内の情勢とか、そういうのも、同じ 官公庁なら官公庁、入国の関係であれば入管と か、そういうところと定期的に会議をしたりし て情報交換を一応しておるのが一つです。それ から港、外国から入ってくる港とか空港とか、 こういうところでも外国からのテロリストなん かの入国がないかどうか、あるいは不審な外国 人が入ってきていないかということで、水際と 言いますが、そこで警察だけではなくて関係機 関とお互いチェックをする。それから、国内の ほうでは、ホテルとか旅館とか、そういうとこ ろに、不審な外国人ばかりじゃありませんけれ ども、そういう者が宿泊していないかというこ とで、うちではそういうのを管理者対策とか呼 んでおりますけど、そこで連携をしておる。そ れから、テロなんかであれば、ノルウェーであ りましたけれども、爆弾なんかを使うというこ とになれば、その爆弾の原料が必要になります ので、ダイナマイトも直接いろいろ組み合わせ なくても爆発しますけれども、そういうのをあずかっておる販売業者、ここなんかとよく日ごろから連携をとっておきまして、工事現場で必要でもないのに、そういう爆発物の原料なんかを多く買っていった人がおりますわと、初めてなんですわというような情報がぽっとこっちに通報されるように、そういう体制をつくっておるのが現状であります。以上です。

○横田委員 先日の図上訓練では、サリンを準備していたという想定だったと思うんですけど、サリンといったらオウム真理教がすぐ頭に浮かぶんですけど、例えば、そういう何か不穏な動きがあるような団体があった場合には、その施設の中に入っていろいろ調査したりとか、そういうこともされるんでしょうかね。

○日高警備部長 通常の団体であれば別に警察が入るというようなことはありませんけれども、過去に何か問題を起こしたとか、サリンもそうですけど、そういう団体であれば、あるいはそういう違法な行為を起こすようなおそれのある団体であれば、警察のほうも非常に関心を持って調査なり視察等をしておりますので、今言われたようなそういう団体で違法行為的な法に触れることがあれば、それは中に捜索なり入ったりはいたします。

○井上委員 最近、本当によく熱心に交通安全 とかやっていただいていて、そのことに非常に 感謝したいと思っていますが、これからもぜひ、 そのことについては、引き続きよろしくお願い したいと思っています。一つ気になりますのが、 ストーカー関係のところの例えば宮崎で相談に 行った場合、そのときにどのような対処が正確 に行われるのかどうか。けさは、たまたま長崎 県の殺人に至ったあれを警察の対応が悪かった のではないかという報道をされておりましたが、

ていくのかというのは、なかなか難しいところ でもあるのかなというふうには思うんですけれ ども、その入り口のところ、相談に見える、そ れに対する対応とそれにかかわる人員的な配置 というのは、本当に宮崎県の場合、十分なのか どうか、そこを教えていただきたいと思います。 〇上久保生活安全部長 やはり生命・身体に危 害を及ぼすストーカーということで、警察とし ましては、警察本部に生活安全企画課、ここに 相談担当がおります。それと県下13警察署、生 活安全課・係があって、ここで警察安全相談を 受理しております。そういう中で、ストーカー、 配偶者暴力に対する相談を一時的に受けます。 相談に来られて、やはりこういうストーカーを 受けておるということで詳しく聞いて、その時 点で、まず一つは事件としてとらえることがで きるのか、被害者として親告されるかどうか、 その時点で対応策を検討して、その場で解決で きる、指導助言で終わるものもありますけれど も、引き続きストーカーを繰り返すものがあり ます。そういう中で、警察としては、あらゆる 法令を駆使しまして、事件指定できるものは即 分離・検挙して、一つは分離させることが一番 安全なんですね。しかし、中には届けてきたん だけれども、もうちょっと待ってくださいよと、 例えばDVであれば警告ができますよと、だけ ど、それはちょっと待ってくださいと、もう ちょっと見てみましょう、どうですかと、被害 届を出してください、いや待ってくださいとい うので、継続して相談業務に対応していく場合 もあります。それと、やはり同じ地域で、例え ば被害者と相手方がおる場合であればいいんで すけれども、相手が他署管内の場合があります。 例えばA署で受理したけれども、相手方はB署

実際困っていると、ただ、どこで警察が介入し

に住んでおるとか、そういうときは、例えばA 警察署からB警察署に連絡しますし、A警察署 は警察本部の所管課にその相談事はすべて上げ るシステムをとっておりますので、警察本部の ほうから各署にこれはどうなっておるかという 指揮・指導は行っております。昨年中の配偶者 の暴力関係ですけれども、268件受けて、32件減っ ております。そういう中で、まずストーカーの ほうを説明しますと、152件相談を受けておりま して、事件として対応したのが13件検挙してお ります。中には、だんなからいつも殴られると いう相談が来ます。じゃ被害届はどうですかと、 いや、それはちょっと待ってくださいという場 合もありますし、もう今殴られておりますとい うことで現場に行って、傷害があれば傷害の現 行犯ということで事件として措置しております ので、宮崎県の今の対応とすれば、DV、ストー カーについては、警察本部の所管課、それと各 警察署の生活安全課の相談受理担当ということ で、私自身はしっかり対応できていると思って おります。

○井上委員 県の方の女性相談者も含めてそうですけど、それから民間のDVの方たちとかもいらっしゃるんですけど、そことの連携もとっておられるというふうに理解してよろしいでしょうか。

○上久保生活安全部長 ひとえに警察だけでできる部分と、やはり関係機関、今委員のほうからありました婦人相談所と連携を図りながら、例えば自宅にはおれないと、避難したいというときは、そういう関係機関に連絡したりしておりますので、そこは連携をとっております。

〇井上委員 民事不介入というのとか、いろい ろ難しいところもあると思うんですけれども、 最近はすぐ殺人に至ったりということとかもあ りますので、どこの段階で警察が介入し、警察 が逮捕だとか事件化していくのかというところ が、けさ報道された内容とかを見ると非常に不 明確で、いつ警察が中に入ればその事件を未然 に防げたのかという点でいえば、なかなか非常 に難しいところがあるのかなというふうに思い ます。今からこういう事件というのがふえるの か減るのか、宮崎の場合、減っているというふ うなお話でしたけれども、人の心の動きという のはわからないので、そういう意味では、体制 の強化をお願いしておきたいというふうに思い ます。

○有岡委員 運営重点の事業の中で「少年の非行防止と保護総合対策の推進」という項目がありますけれども、これに関連して実態をお尋ねしたいと思いますが、23年度の事業で街頭活動強化事業ということで、交番相談員47名、安全相談員18名、スクールサポーター5名というふうな形で予算化して事業を今進めていらっしゃるんですが、この現状というんでしょうか、成果、こういったものについてお尋ねしたいと思います。

○上久保生活安全部長 まず、少年の関係のスクールサポーターの関係を説明しますと、現在、 県下で5名のスクールサポーターを運用しております。これは県内の小中高の学校において、 やはり非行を起こした児童生徒の中で、学校の中でちょっと困っていますということで、学校からの要請に基づきまして、スクールサポーター、これは警察官○Bの少年警察等を経験した者ですけれども、その人が学校に行ってどういう状況か、それと当該児童等と接触して、指導助言を行って改善を行っていくというのが、このスクールサポーターの制度でございます。 年間相当の派遣要請を受けて行っておりますけ

れども、効果的な運用ができておると考えてお ります。以上でございます。

○有岡委員 また関連しまして、先ほどのストーカー等の話もありましたが、例えば他県との連携で、ほかの県で、例えば長崎の件でしたら、三女が、被害に遭っている者が結果的には長崎県の親御さん方が被害に遭われたというようなケースがあって、そういったいろんな情報を共有する中で、何かすぐ相談できるような場所というんでしょうか、当事者同士だったら把握しやすいんですけれども、第三者が被害に遭うというふうなこういうケースを、どこかで未然に防げるシステムというのがあるのかなというふうに、ちょっと今お話を伺って感じたんですが、シミュレーションの中でそういった対策というのが可能であればお尋ねしたいと思います。

○上久保生活安全部長 先ほど説明しましたけれども、一つは警察安全相談という相談を受理しましょうというシステムをつくり上げております。これは、警察本部、各警察署、それと交番・駐在所でも受理するようになっております。これを警察相談の中で、そういうDV、ストーカーがあれば、それにしっかり対応する。他県に関係があれば、他県警察にしっかり連絡、連携を図っておるところでございます。

○有岡委員 大変勉強不足な部分なんですが、 この交番相談員とか警察安全相談員がそれに該 当するというふうに理解していいんでしょうか。 ○上久保生活安全部長 警察署本部につきまし ては警察官、それとその補助ということでOB の相談員、交番には、交番における、交番に勤 務する警察官の補助的なものでの交番相談員で ございますので、だから、警察官と生活安全相 談員、これはOB、非常勤ですけれども、そこ は確立しております。 〇椎葉刑事部長 先ほど、身柄を拘束した者は 全員実名で発表しますというふうに申しました けれども、当然少年は匿名でございます。それ と、精神的に若干障がいがある、責任能力に問 題があるという方も、一応匿名で発表させてい ただいております。それ以外は全部実名で発表 していますので、訂正しておきます。以上です。

○河野委員長 その他で何かございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○河野委員長 それでは、以上をもって警察本 部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時42分休憩

午前10時47分再開

○河野委員長 委員会を再開いたします。

ここで、委員会の傍聴につきましてお諮りい たします。

宮崎市の大久保則夫氏ほか4名から、執行部に対する質疑を傍聴したい旨の申し出がありました。議会運営委員会の確認・決定事項に基づき、許可することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○河野委員長 それでは、傍聴人の入室を許可することといたします。

暫時休憩いたします。

午前10時47分休憩

午前10時49分再開

○河野委員長 委員会を再開いたします。

傍聴される皆様にお願いいたします。

傍聴人は、受け付けの際にお渡ししました「傍 聴人の守るべき事項」にありますとおり、声を 出したり、拍手をしたりすることはできません。 当委員会の審査を円滑に進めるため、静かに傍 聴していただきたいと思います。

また、傍聴に関する指示には、速やかに従っていただきますようお願いいたします。

本委員会への報告事項について説明を求めま

なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて 終了した後にお願いいたします。

○渡辺教育長 おはようございます。教育委員 会でございます。よろしくお願いいたします。

お手元の文教警察企業常任委員会資料をお願いいたします。表紙の目次をごらんいただきたいと思います。

本日は、「宮崎県立高等学校教育整備計画」 (案)について、並びに「県立高校生の就職状況」につきまして御説明申し上げます。

内容につきましては、引き続き、学校政策課 長から御説明申し上げますので、よろしくお願 いいたします。

私からは以上でございます。

〇長濱学校政策課長 資料 1 ページをごらんく ださい。

「宮崎県立高等学校教育整備計画」(案)について御説明いたします。

前回の本委員会において、計画の骨子(素案) について説明いたしましたけれども、本日は、 本計画の基本計画(案)と前期実施計画(案) について御説明いたします。

これまで議員の皆様からいただいた御意見や御要望を加味して作成した案でございます。

それでは、別冊資料の計画(案)をごらんください。

お開きいただきまして目次がございます。これは前回御説明いたしました骨子(素案)と変更はございません。

次の1ページです。

「はじめに」のまず「1 計画策定の趣旨」におきましては、第4段落目をごらんください。本県中学校卒業者が、平成元年に比べて平成23年度は約60%、本計画終了の平成34年度のころには約50%にまで減少することや、今後、約10年間は緩やかな減少であることを述べています。

また、真ん中からすぐ下の段に、「今後の」で始まる段落がございます。平成21年度から2年間にわたり開催された「宮崎県学校教育改革推進協議会」の「報告」の御意見や御提言をいただいたこと、それから、下から2段目でございます。この報告とともに、平成23年6月に策定された「第二次宮崎県教育振興基本計画」を踏まえ、今後10年間を通じて目指す本県高等学校の姿としての「魅力と活力ある宮崎の高等学校教育の創造」をスローガンとする本計画を策定したことなど、計画策定の趣旨を述べております。

次いで、「2 計画期間」についてですが、基本計画は、平成25年度から平成34年度までの10年間の計画であり、実施計画期間を3期に分けて策定いたします。

「なお」以下にありますように、本県の財政 事情を踏まえながら、必要に応じて計画の見直 しを行うなど、本計画の実効性を高めていきま す。

次いで、2ページです。

「目指す高校生像」であります。

「第二次宮崎県教育振興基本計画」の中の目指す県民像に基づいて、本県高等学校教育の目指す高校生像を定めております。囲みの中にありますように、「夢や希望を抱き、生涯にわたって自己実現を目指す高校生」「ふるさとを愛し、地域や社会の発展に主体的に参画する高校生」

「グローバルな視野をもって考える高校生」としております。

次いで、3ページであります。

- 「 I 魅力ある高等学校教育の推進」であります。
- 「1 高等学校教育の質の向上」についてでありますが、「基本的な考え方」にありますように、いわゆる知・徳・体の調和のとれた教育と今後大変重要な位置づけとなりますキャリア教育等に取り組みます。

それではまず、「(1)確かな学力を育む教育の充実」についてですが、「現状と今後の課題」 をごらんください。

本県の生徒の学力については、基礎的・基本 的な知識及び技能の習得についてはおおむね良 好の状況にありますが、学習内容の定着につい ては差が大きい状況も見られます。このため、 学習のおくれがちな生徒に対する指導内容や指 導方法の工夫・改善が必要であるとともに、知 識や技能を活用して課題を解決するために必要 な思考力・判断力・表現力等の一層の育成も必 要です。また、国際社会の出来事への関心を高 めることや、語学力、コミュニケーション能力 等の育成、さらには学習意欲の向上や主体的に 学習に取り組む態度の育成も求められています。 高等学校に入学してきた生徒の状況について、 中学校での学習内容や指導方法と、高等学校と の違いに十分に対応できない生徒もおり、これ まで以上に中高間における円滑な接続が必要で す。また、社会活動の基盤としての情報の重要 性が増しており、これらを適切に活用できる能 力の育成も求められています。

このことを踏まえ、「方向と取組」にあります ①から⑧に取り組みます。例えば「③ 探求的 な学習の重視と活用する力の育成」ですが、習 得した基礎的・基本的な知識及び技能の活用を 図る学習、探求的な学習を通して、課題を解決 するために必要な思考力・判断力・表現力等の 活用する力の育成に努めます。

次いで、5ページです。

「(2)豊かでたくましい心を育む教育の充実」 についてですが、「現状と今後の課題」をごらん ください。

本県の小・中学校段階における子供たちの道徳心や規範意識は、全国的な比較ではおおむね良好な状況にありますが、高等学校においても道徳教育に関する取り組みを継続して充実させていく必要があります。また、生徒のたくましさや主体的に行動する力を培うために、体験活動等や文化・芸術活動のさらなる充実も必要です。社会が大きく変化し、激動の時代を迎え、全国的にいじめや不登校等の問題への対応が求められる中、本県においても生徒が抱える問題が多様化しており、専門家や関係機関と連携した生徒指導や教育相談体制のこれまで以上の整備・充実が必要となります。

このことを踏まえまして、「方向と取組」の① から④に取り組みます。例えば、「② たくましさや主体的な行動力の育成」ですが、人生や社会生活上の諸課題を粘り強く解決していく力や、困難な状況に置かれても状況を的確にとらえ、みずから学び考え行動する力などを培うために、学校行事等の工夫により体験活動等の充実に努めてます。

次いで、6ページです。

「(3) 健やかな体を育む教育の充実」についてですが、「現状と今後の課題」にありますように、本県の生徒の体力・運動能力については、おおむね良好な状況にありますが、運動への取り組みについては二極化傾向が見られ、計画的

な体力向上に取り組むとともに、運動部活動の 活性化や競技スポーツの一層の推進が求められ ております。食と健康については、食に関する 指導の充実が必要です。また、健康・安全に関 しては、ストレスによる心身の問題や生活習慣 病の予防、薬物乱用の問題など、疾病の予防や 新たな健康課題への適切な対応も必要となりま す。昨今、国内外を問わず災害や事件、事故等 が発生しており、日常生活に潜むさまざまな危 険に対して、みずからが適切に判断し行動でき る生徒を育成する安全教育の充実が求められて おります。

このことを踏まえ、「方向と取組」にあります ①から⑤に取り組みます。例えば、「② 運動部 活動の活性化と競技スポーツの推進」ですが、 学習意欲の向上や責任感・連帯感を涵養する運 動部活動の活性化を推進するとともに、競技力 強化推進校の指定や競技力向上に不可欠な指導 者の育成・確保など、競技力の向上を支える環 境や条件を整備し、競技スポーツの推進に努め ます。

次いで、7ページです。

「(4) 自立した社会人・職業人となるための意識や態度の育成」についてです。

「現状と今後の課題」にありますように、高校及び大学卒業後の早期離職率の高さが指摘されるなど、必ずしも社会人・職業人となるため必要な基盤となる意識や態度が十分形成されていないという現状があり、小・中・高等学校等で一貫した系統的な指導の充実が求められております。特に普通科を有する高等学校においては、キャリア教育・職業教育を主とする専門学科を有する高等学校においては、キャリア教育・職業

教育についてより一層の工夫・改善が必要です。 また、地域が活力を維持し、発展していくため にも、集団の一員としての自覚や自主的・実戦 的な態度の育成に、これまで以上に取り組むと ともに、地域社会の抱える課題の解決に参画す る意識をはぐくむことが求められております。 さらには、国際化・グローバル化に対応する人 材の育成も必要になります。

このことを踏まえ、「方向と取組」にあります ①から⑥に取り組みます。例えば、「① キャリ ア教育の充実」ですが、小・中学校段階での指 導を踏まえながら、生徒が自己のあり方、生き 方を考え、主体的に進路を選択できるよう、キャ リア教育の一層の充実を図ります。

また、「⑥ 国際化・グローバル化に対応する 人材の育成」ですが、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛すると ともに、他国を尊重し、日本のみならず世界の 出来事に関心を持ち、国際社会の一員として主 体的に生きていこうとする態度をはぐくむ教育 に努めます。

次いで、8ページです。

「2 高等学校教育の魅力づくり」について であります。

「基本的な考え方」の下から2段目にありますように、ここでは、これからの高等学校教育の魅力づくりの目指す方向及び取り組みを以下に示します。

それではまず、「(1)学校・学科等の方向性」「ア 普通科及び普通科系専門学科」についてですが、「現状と今後の課題」にありますように、普通科においては、生徒の多様化に対応した教育課程の工夫・改善やさらなる学力向上の取り組み、志をはぐくむキャリア教育の充実が求められています。また、生徒が高等教育機関や社

会で力を十分発揮できるよう、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させるとともに、探求的な学習活動等を通して、それらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育成することが、これまで以上に重要となります。普通科系専門学科においては、それぞれの学科の目的に基づいた魅力づくりに向けて、専門性の高い教育活動のさらなる充実が求められています。

このことを踏まえ、「方向と取組」にあります ①から次のページの⑥までに取り組みます。例 えば、「② 社会の課題解決に参画する人材の育 成」ですが、本県の課題である地域医療を担う 人材の育成はもとより、グローバル化に対応す る人材や社会的課題に対応できる人材など、社 会に参画し貢献する人材育成のため、集団や地 域の一員としての自覚や積極的な参画意識を高 めることなどに一層努めます。

次いで、10ページです。

「イ 職業教育を主とする専門学科」についてですが、「現状と今後の課題」にありますように、地域産業等を担う人材育成のため、専門的な知識・技術の指導など、より専門性を深める教育活動や、キャリア教育の工夫・改善が必要であり、中でも高い専門性が身につけられる実践的・体験的な教育活動の充実が求められています。職業教育を主とする専門学科で学ぶ機会の確保や学校・学科の適正な配置については、全県的・総合的な視野に立って検討することが必要です。また、新しく設置した総合制専門高等学校においては、その特徴を生かした学校の特色づくりが求められています。

このことを踏まえ、「方向と取組」にあります ①から⑤に取り組みます。例えば、「② 地域産業界や関係機関と連携した人材育成等の推進」 ですが、地域産業界や関係機関と連携しながら、職業教育のより一層の充実に努めます。

次いで、11ページです。

「ウ 総合学科」についてですが、「現状と今後の課題」にありますように、総合学科は、その内容や特徴が必ずしも中学生や地域等に理解されていない状況もあることから、各高等学校においては、生徒・保護者、中学校職員や地域等に対して総合学科への理解が深まるよう、より一層わかりやすく情報を発信していくことが必要です。また、将来の職業選択を視野に入れた自己の進路への自覚を深める学習ができるよう、これまで以上に選択科目の見直しや学習指導の工夫・改善が必要です。

このことを踏まえ、「方向と取組」にあります ①から④に取り組みます。例えば、「② 総合学 科の魅力発信と周知・理解」ですが、自分の能 力・適性等に応じた系列やさまざまな科目を選 択できる総合学科の特徴やよさを、生徒・保護 者のみならず、中学校や地域等に積極的に発信 し、その理解が深まるよう努めます。

次いで、12ページです。

「エ 定時制・通信制」についてです。

「現状と今後の課題」にありますように、定時制・通信制課程の高等学校には、さまざまな入学動機や学習歴・ライフスタイルを持つ生徒が在籍しています。近年は、中学校卒業直後に入学してくる生徒の割合の増加が見られるとともに、未就労である生徒も増加傾向にあり、学びのセーフティネットとしての役割が増しつつある状況にあります。このため、多様な生徒にきめ細やかに対応する教育相談体制のさらなる整備・充実や、学力差に対応した学習指導等により一層の工夫・改善が必要です。また、キャリア教育・職業教育のさらなる充実も必要です。

通信制課程においては、レポート提出に加え、 スクーリング等を通して教育活動を行っており、 魅力あるスクーリング等の工夫・改善が必要で す。

このことを踏まえ、「方向と取組」にあります ①から⑤に取り組みます。例えば、「① 柔軟で きめ細やかな対応ができる体制づくり」ですが、 働きながら学ぶ生徒だけでなく、さまさま入学 動機や学習歴・ライフスタイルを持つ生徒が多 く在籍していることを踏まえ、柔軟できめ細や かな対応ができるように、ガイダンス機能や教 育相談体制の充実に努めます。

次いで、13ページです。

「(2) 魅力と活力ある教育を支える体制の充 実や環境の整備」についてであります。

「現状と今後の課題」にありますように、社 会が激しく変化し、生徒も多様化する中、これ からの高等学校教育には、それらに対応できる ように教職員の資質向上を図るとともに、学校 が組織としての機能を高めていくことや、地域 に開かれた学校づくりの一層の推進が求められ ています。時代の変化に応じたより高い専門性 を身につけさせていくためには、教具や備品等 の更新・整備が必要であり、校内LANの整備 などの基盤整備とともに、教員のICT活用指 導力を高め、教育の情報化を一層推進すること が求められています。また、ICT活用による 校務の情報化・効率化を図ることも必要となり ます。さらに、昨今の国内外の甚大な災害等の 発生を踏まえ、生徒が安心・安全に教育を受け られる教育環境を整備するとともに、災害発生 時において、状況に応じた適切な意思決定や行 動選択ができる生徒を育成するために、防災教 育の充実を図ることが必要です。また、経済的 理由等により教育の機会が損なわれることのな

いように、修学支援の継続した取り組みも必要です。

このことを踏まえ、「方向と取組」にあります ①から⑩に取り組みます。例えば、「⑧ 防災教育等の推進体制の充実」ですが、全教職員の防災意識を高め、防災教育を担当する教職員を育成し、校内防災体制の整備・充実を図るとともに、専門家や関係機関と連携し、危機管理マニュアルや避難訓練の点検・見直し等により、効果的な防災教育等の推進体制の整備に努めます。

次いで、15ページです。

「(3)多様な生徒への対応」についてであります。

「現状と今後の課題」にありますように、高 等学校には多様な学習歴を持つ生徒が在籍して いる現状があるため、基礎学力の定着を図る授 業や指導方法の工夫・改善が求められています。 また、キャリア教育のより一層の推進も必要と なります。また、生徒が不登校や中途退学等に ならないよう生徒指導や教育相談体制を充実さ せることはもとより、生徒指導のあり方など校 内研修のさらなる充実が必要となります。さら に、中途退学等をした生徒が次の進路を見出せ るよう、退学後も含めた支援が求められていま す。

このことを踏まえ、「方向と取組」にあります ①から⑤に取り組みます。例えば、「④ 中途退 学の防止と生徒に対する継続的な支援」ですが、 各高等学校において在籍する生徒が、不登校や 中途退学等の状況にならないよう生徒指導や教 育相談体制の充実を図るとともに、中途退学し た生徒については、次のキャリア形成が継続で きるように指導・支援に努めます。

次いで、16ページです。

「(4)特別な支援を必要とする生徒への対応」

についてであります。

「現状と今後の課題」にありますように、特別支援教育への理解を一層深めるため、全教職員に対する研修や、必要に応じて特別な支援を必要とする生徒の個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成するとともに、全教職員で共通理解を図りながら、具体的な指導・支援を進める必要があります。また、特別支援教育コーディネーターの専門性の一層の向上や、専門家や関係機関との連携による支援など校内体制の整備・充実が必要です。

このことを踏まえ、「方向と取組」にあります ①から④に取り組みます。例えば、「③ 専門家 や関係機関との連携」ですが、各高等学校の特 別支援教育コーディネーターの専門性の向上を 図るとともに、特別支援学校、専門家、関係機 関とも連携しながら、適切な指導・支援ができ る体制づくりを図ります。

次いで、17ページです。

「3 高等学校入学者選抜制度の改善」についてであります。

「基本的な考え方」にありますように、ここは主に推薦入学者選抜制度に関する改善を図ります。

「現状と今後の課題」にありますように、本 県の推薦入試については、学校関係者等からお おむね評価されているものの、一方では、3割 以上の生徒が学力検査を受けずに入学してくる ことから、基礎学力の定着に影響があるのでは ないかという懸念もあります。また、多様な生 徒や特別な支援を必要とする生徒への対応につ いて、どのような配慮ができるか研究していく 必要があります。

このことを踏まえ、「方向と取組」にあります ①から⑤に取り組みます。中でも、「② 推薦入 学者選抜制度への学力検査導入の検討」にありますように、現行の推薦入試については、学校関係者等からおおむね妥当であると評価されていることを踏まえ、制度のねらいについては今後も維持しながら、学力検査も含めた選抜とすることを検討します。

次いで、18ページです。

「Ⅲ 魅力ある中高一貫教育の推進」であります。

「基本的な考え方」にありますように、ここ には魅力ある中高一貫教育の推進について、そ の目指す方向と取り組みを記述しております。

「現状と今後の課題」にありますように、高等学校入学後に生徒が不適応を起こすことがないよう、中学校と高等学校がこれまで以上に円滑な接続と連携を図るとともに、中学校と高等学校の一貫性のあるキャリア教育の一層の取り組みが必要です。現在、設置している中等教育学校及び併設型中高一貫教育校については、さらなる魅力づくりが必要です。また、本県では設置していない連携型中高一貫教育校については、地域のニーズや実態等を踏まえつつ、設置する必要があるかについて研究していくことが必要です。

このことを踏まえ、「方向と取組」にあります (1)から(3)に取り組みます。中でも、「(3) 今後の中高一貫教育校について」にもありますように、中等教育学校や併設型中高一貫教育校については、現在、県北、県央、県南にバランスよく設置されていることや、今後の生徒数の減少が予測されることから、新たな設置についての検討をする予定はありません。また、本県では設置していない連携型中高一貫教育校については、地域のニーズや実態等を勘案して検討していきます。

次いで、19ページです。

「Ⅲ 活力ある高等学校づくりの推進」であります。

まず、「1 基本方針」についてですが、「基本的な考え方」にありますように、ここでは、現在の「高等学校再編整備計画」の理念を踏まえ、どのようにして生徒にとって魅力と活力のある教育環境を提供できるかといった視点に立って検討します。

「(1)適正規模」においては、「全日制高等学校における1学年の適正規模は、4学級から8学級を基本とします。ただし、1学級の定員は国の基準に準ずるものとします。(現在の国の基準は40人)」としました。

次の「(2)適正規模への対応」においては、「① 1学年9学級以上の高等学校については、他の高等学校との調和を図りながら、漸次適正規模への対応を検討していきます」「② 1学年4学級以下の高等学校については、大幅に定員を満たさない状況が続くなど、さらに1学級の削減をせざるを得ないことが予測される場合には、統廃合を検討します。ただし、これは一律に適用されるものでなく、高等学校の所在地や設置学科、生徒・保護者・地域のニーズ等に適切に配慮するものとします」といたしました。

現在の「高等学校再編整備計画」では、「さらに1学級の削減を行うことが予測される場合に統廃合を検討します」と、予測により統廃合を計画してまいりましたが、本計画では、上の②のように「1学年4学級以下の高等学校については、大幅に定員を満たさない状況が続くなど、さらに1学級の削減をせざるを得ないことが予測される場合には、統廃合を検討します」と、条件を見直すことにより、統廃合の検討に当たっては、より丁寧に慎重に取り組むことを明確に

示しております。

次いで、20ページです。

「2 各地区の高等学校の方向性」であります。

まず、「基本的な考え方」についてですが、生徒にとってよりよい教育環境をどのようにしたら提供できるかという視点に立って、今後の各地区の学校のあり方について示します。各地区の記載の仕方ですが、各地区の総合的な状況と、1学年4学級以下、または9学級以上の高校について学校別に示します。

次いで、参考資料に参ります。

24ページから参考資料を載せておりますが、28ページをごらんください。

中学校卒業者数の今後の10年間の推計グラフを記載しております。このグラフから、県全体、各地区ごとの学級数がおおよそ予測されます。その予測したものを前期実施計画に――後で見ますが――示しているところでございます。

次いで、32ページをお開きください。

平成25年度から平成27年度までの「前期実施計画」であります。

33ページでございます。

ここからの構成といたしましては、基本計画 と同じ項目に沿って、3年間で具体的に県とし て取り組む内容を記述しております。中でも特 筆すべき点について若干説明いたします。

例えば、34ページの「(4) 自立した社会人・ 職業人となるための意識や態度を育成する取組」 についてでございますが、①の「キャリア教育 の充実と推進」のところ、ポツが3つほどござ います。その中に、キャリア教育推進委員会等 を設置する、あるいはキャリア教育推進主任(仮 称)の任命を行う、学校におけるキャリア教育 の体制づくりに取り組むという考えを示してお ります。

次に、35ページをお開きください。

- (2)の部分でございますが、「② 教育の情報化の推進」においては、普通教室への無線 L A N 整備やタブレットパソコン等の整備を進める、あるいは「③ 防災教育の推進と体制の整備」においては、防災教育リーダー(仮称)を任命したりして防災教育の体制を充実させます。
- 「(3)多様な生徒への対応に関する取組」についてでございますが、「① 教育相談体制づくりの強化」において、学校が臨床心理士などの専門家と連携できる体制の整備を目指します。あるいは「④ 学びの再チャレンジの推進」においては、不登校経験者や中途退学者に、再入学や転学・編入学など再チャレンジできる情報を周知し、そういった制度の弾力的な運用に努めていきます。

このように、具体的なものを示しているところでございます。

続きまして、37ページです。

「Ⅲ 活力ある高等学校づくりの推進」の部分でございます。

- 「1 課程別学級数増減予測」の「基本的な考え方」でございますが、下の2行、「ただし、各年度における各課程ごとの学級数等は予測の数であり、最終的な募集定員等については前年度に確定し、公表することにします」としております。
- (1)全日制高等学校につきましては、公私 比率を勘案しますと、平成24年度、1学年200学 級でありますけれども、前期実施計画終了時に は188学級程度と予測しております。

定時制・通信制については、変更がない予定です。

38ページです。

「2 地区別学級数増減予測」の「基本的な考え方」、下、2段目にありますように、「なお、前期実施計画では、1学年4学級以下の高等学校においての統廃合等の予定はありません。ただし、大幅に定員を満たさない状況が続くなど、さらに1学級の削減をさぜるを得ないことが予測される場合は――少し飛びますが――統廃合の検討に入ることがあります」としております。

以下、40ページまでにかけて、地区別の学級数増減予測を示しております。地区別の予測数については、地区別の中学校卒業者数予測、公私立学校の割合、地区ごとの状況などを勘案しながら決定しているところであります。

以上が計画(案)の説明であります。

恐れ入ります。常任委員会資料の1ページに お戻りください。

「2 策定までの今後の予定」にありますように、本日、計画(案)を説明した後、1月30日から2月27日までの29日間、パブリックコメントを実施する予定です。

本日の委員会での議員の皆様からの御意見やパブリックコメントによる県民の皆様からの御意見を加味した計画修正(案)を2月定例県議会の本委員会で説明させていただきます。そこで再度御意見をいただいた後、3月の定例教育委員会において計画を決定させていただき、その後、公表という予定であります。

次いで、「3 パブリック・コメント実施」についてでありますが、(2)公表方法につきましては、必須方法にありますように、県民情報センター、県政相談室での閲覧、県庁ホームページ掲載による方法のほか、これ以外に、各報道機関への情報提供、新聞、テレビ、ラジオなどの県の広報媒体による広報、県立図書館、学校政策課での閲覧など、できるだけ多くの媒体を

利用して、幅広い御意見をいただくこととしております。

また、(3) にありますように、意見募集の方 法は、郵便、ファクシミリ、電子メールでござ います。

「高等学校教育整備計画」についての説明は 以上でございます。

続きまして、資料2ページをお開きください。 平成24年3月県立高等学校卒業予定者の12月 末現在の就職内定状況について御説明いたしま す。

卒業予定者は7,655人、就職希望者は2,342人です。そのうち、県内希望が1,271人で、これは就職希望者の54.3%に当たります。県外希望が1,071人で、これは就職希望者の45.7%となっております。

12月末の内定者数につきましては、県内1,126 人、県外914人、合わせて2,040人となっており ますが、これを内定率で見ますと、県内が88.6 %、県外が85.3%、全体の内定率は87.1%とな り、前年同月が82.8%でありましたので、4.3ポイント上昇しております。

下のグラフは、月ごとの過去2年間と今年度 の内定率の変化を比較しているものでございま す。

資料にはございませんが、内定率は上昇して おりますものの、今後、新たな求人が厳しい状 況も予想されますので、昨年6月に引き続き、12 月末にも、教育長と商工観光労働部長、労働局 長が経営者協会等の主要経済4団体を訪問し、 卒業予定者に対する求人要請を行っております。

また、県の労働政策課や宮崎労働局と連携して、先週から、経済4団体以外の経済団体につきましても、求人確保・拡大等を要請しており、さらに、現段階での就職未内定者に対して、就

職支援説明会を近く開く予定にしております。

今後も、就職内定率を向上させるために、ハローワーク等の関係機関や学校と緊密な連携をとり、高校生の就職内定支援に努めてまいります。

長くなりました。以上でございます。

○河野委員長 執行部の説明が終了いたしまし た。報告事項について質疑はございませんか。 〇中野委員 活力ある高等学校づくりの推進に ついてお願いをしたいと思いますが、適正規模 への対応ということで、今のものよりもかなり やわらかくなったというか、緩和されておるわ けですが、これを見ても、3学級ある高等学校 が、未来永劫とは言いませんが、長期的にその 存続を担保されるとは言えないと、そういうふ うに読めます。この前期については、統廃合の 予定はありませんということですが、中期・後 期が大変心配されます。また、しょっぱなの「は じめに」というところで、当初説明がありまし た。平成元年に比べて平成23年度は約60%の減 少、それから、34年度が50%にまで減少が見込 まれるという説明であります。つまり、かなり 児童生徒数が減るわけですけれども、現在の中 学校3年生と小学校1年生の人数を比較しても、 学校基本調査速報というのが去年の5月1日に 出ておりますが、これを見ても、県全体で、今 の中学校3年生と小学1年との児童数の比較で すけれども、1,511人も減少する。40人学級です ると38学級ほど。また、都市部のほうは、既に 基本である4から8を超える学校があるといえ ども、宮崎市においても、この間に603人、15学 級分が減っていくわけですね。つまり宮崎県の 児童生徒数は、これからふえることはなく減っ ていくわけですので、3学級を担保するという

ことは、もちろん取り組んでほしいわけですけ

れども、やはり2学級制の導入を基本整備計画 の中で考えてほしいと思うんですよね。そのこ とをお尋ねしたいと思います。

○長濱学校政策課長 2学級について明確にで きないかということだと思いますが、3学級の 学校が今6校ございます。その6校が2学級に せざるを得ない場合は、どういうことが考えら れるかといいますと、まず一つは、選択肢とし て、2学級で存続させることが生徒にとってよ りよい教育環境を提供することになるのか、あ るいは統廃合をしたほうがいいのか、あるいは 別に、例えば連携型中高一貫校への取り組みを 模索するとか、そういうふうな選択肢があると 思います。結論、御質問からいきますと、2学 級を認めるとは書いておりませんけど、選択肢 の一つには当然あると、ただし、それが生徒に とってよりよい教育環境を提供することになる のかという視点に立って、十分に検討する必要 があるというふうに考えております。

○中野委員 47都道府県の中、35都道府県で2 学級制が実施されているわけですね。そしてまた、九州においては、3学級をかたくなにやっているのは宮崎県と福岡県だけで、我々の周辺の県はすべて2学級制があるわけです。ぜひこのことを今回の整備計画に盛り込んでほしいということを、この場は要望して、次の機会にまた質問していきたいと思います。以上で終わります。

○井上委員 何点か聞かせていただきたいと思います。まず、報告いただいたパブリックコメントの件なんですけど、実際このパブリックコメントを、期間は大変長くとっていただいているので、これはいいと思っていますが、問題はパブリックコメントの求め方なんですよね。現実にパブリックコメントを、よほど興味のある

方は、ホームページなり開いて見られる方はい らっしゃると思います。そのことについて、な しとは言わないんですけれども、ただ、今現実 に小学校、中学校に通わせている保護者の方と か含めて、だから、どうこの整備計画を丁寧に 出して、今後、宮崎県の子供たちはどういう教 育を受けられるのか、これは幼稚園、保育園も そうなんですけれども、結局子供さんたちがど ういう影響を今後受けていくのか、そのことの 意見をどこで言えるのかというのが具体的でな い。表向きはパブリックコメントをとりました ということが、非常にこれは担保したような形 になっていますけれども、問題は、この整備計 画がどのようにして目に触れて、そして今どの ようなことが進んでいるんだということが十分 に説明が可能なのかどうか、そこについてはい かがなんですか。

○長濱学校政策課長 先ほど御説明いたしましたように、資料1ページにありますように、まずこういう方法について、県が示しています必須方法は3つあるわけでございますが、それ以外に、積極的に報道機関等に御協力いただきながら情報提供する、あるいは県の広報媒体をすべて使って広報していく、それと今のところ県立図書館に置くことを考えておりますが、今の御提言を受けながら、また県民が気安く見れるような場所がほかにあれば、そういうところにも置くような工夫をしながら、とにかく広く御意見を賜るような方向で考えているところでございます。

○井上委員 お気持ちはよくわかります。お気持ちはよくわかるので、それで、やはりこれは宮崎県の教育をどうしていくのか、先ほど御説明にありましたように、宮崎県の県民像をもとにして、だからこそ求める高校生像はこういう

ものなんだということを出しておられるわけだ から、そういう意味でいえば、宮崎県の教育は こういうふうにして今後進んでいくんですよと いうことを明確に提起されているわけですよね。 ですから、非常に期待されると思うし、危うい とも思うんですよ。そこをきちんとしないとい けないと。それで、やはりここまでしましたと いうことが大変私は必要だと思うんですね、情 報開示を含めて。ただ、ここに書いておられる ような必須方法以外でも、ここまではやります よというふうに思っていますが、それが届くの かどうかということなんですよ。県民の皆様の ところに、本当に手元に届くのかということな んですよね。ですから、せめて小中高の今いらっ しゃる保護者の方たちに、今こういうことでパ ブリックコメントを求めていますというのを、 各学校、どういう機会であってもいいんですけ れども、それを親、保護者の方たちにきちんと 伝える作業というのは、やはりやるべきではな いかというふうに思います。そこをきちんと担 保した上で、しっかりとした御両親を含めて保 護者の方たちから、その意見は受けとめる力を 持ってこそ、初めてこの整備計画というのが充 実したものになるのではないかと思いますが、 そこまでやっていただきたい。ですから、その ことを担保していただければというふうに思う んですけれども。

○長濱学校政策課長 大変具体的なよい案をいただきました。ぜひ今の御提言を受けて、小中学校も含めた保護者に何らかの形で届くような、御意見を求められるような方策をちょっと研究させていただきたいと思います。

〇井上委員 そのことについては期待したいと 思います。30%推薦制が入りましたときに、私 はそのときがちょうど親の立場という形で意見 とか言わせていただいたんですけど、非常にかたいものでした。学校に対しての御意見を言うときには、本当にかたいものがありましたね。ですから、本来は自由に、そういう意味では親の意見というのがしっかりと受けとめられるといいなというふうに思っていますし、それが網羅されていくといいなというふうに思います。飛び抜けた意見とかもあるかもわかりませんが、総体的なパブリックコメント全体がいいものになるようにしていただければというふうに思っていますので、そのことを期待したいと思います。

続けて、私は、再三にわたって一般質問等で もこの問題については取り上げておりますので、 大変ちょっと細かいところまで行くかもわかり ませんが、御容赦いただきたいというふうに思 います。私は、今回の場合、これについて、す べてが悪いとか言っているわけではなくて、大 変評価しています点は、キャリア教育を含めて、 非常に教育長も熱心でいらっしゃったので、非 常に踏み込んだ形での提起がされているという 点では非常に評価をしています。ですから、こ れが現実的に、それでは各学校ともそのように やっていけるものかどうかというのが、余り懸 念し過ぎてもいけないのもわかりませんが、大 変懸念するところです。今も現実に、教育委員 会としては、就職活動のために教育長がみずか ら企業にも出ていただいているわけですが、そ ういう意味からいえば、現実に職業教育を含め て、それが12年間、小中高一貫してそういうこ とも含めて、自分がしっかりと将来像を描ける だけの教育というのが受けられるものかどうか、 そして産業界がそれに対してこたえ得る力が ---宮崎県の産業界も含めてですけど---ある とお考えなのでしょうか。そこをお聞かせいた

だきたいと思います。十分な手だてがあるのかということですね。

○長濱学校政策課長 このキャリア教育は、実 は10年前から叫ばれていたわけでございますが、 なかなか言葉が浸透しない、したがって中身も 浸透しなかった。そういう中で、*本年度の1月31 日に、文科省の中教審答申が新たなものが出ま して、いわゆる本格的に取り組むという姿勢が 今示されているところで、本県でも取り組むと いう段階でございます。それで、現在、教育改 革推進協議会のテーマの中に、「小・中・高等学 校12年間を見通した宮崎にふさわしいキャリア 教育の推進のあり方について」というテーマで、 有識者等にお集まりいただきまして、協議を重 ねているところでございます。その報告が近く 出される予定でございます。それを受けまして、 来年度、本県ならではのキャリア教育プランを 作成して、本格的に取り組んでまいりたいとい うふうに考えているところです。その際には、 縦の連携、横の連携というのが求められます。 小中高の縦の連携、横というのは保護者の方、 地域の方、産業界の方、この2つがうまく絡み 合ったときに、キャリア教育の充実が図られる というふうに考えておりますので、しっかりと 取り組んでまいりたいと思っております。

○井上委員 ぜひしっかりやっていただきたい と思いますけど、ちょっと教育長にお尋ねして おきたいと思うんですが、この計画を策定し、 先ほどパブリックコメントでも言いましたけど、 多くのところから丁寧な御意見をいただくこと が必要だということを再三申し上げました。 それで、私は一般質問の中でも、市町村との連携 というのをきちんとやって、よければ協議会の 場所をしっかり持っていただきたいということ

※23ページ右段に訂正発言あり

を申し上げたわけですが、そのことを含めて、 今回の計画書が、小中高とをぶっつり切って、 高校だけの問題として議論されるべきではない というふうに思います。ですから、小中高との 小中、そこの教育のありようというのもしっか りしないといけないわけですから、各市町村、 市町村のまた教育委員会も含めてそうですけれ ども、そこについての意見を含めて、それを十 分に受けとめた上での計画書であるというふう に理解していいということでしょうか。教育長 にそこだけはお尋ねしておきたいと思います。

○渡辺教育長 今、高等学校教育について、今 回の計画で案を策定いたしたところであります が、当然のことながら、小学校、中学校、これ らの学びの連続性ということが当然ありますの で、小中学校の抱える課題等については、私ど もも常日ごろから市町村教育委員会あるいは教 育庁、それから県の教育委員も頻繁に学校現場 に出向き、そして市町村教育委員会の教育委員 の皆さん方とも、これも各地区で意見交換会を 開催するなどして、常日ごろから市町村が抱え る課題なり情報の収集には努めているところで ありまして、私どもとしては、そのような日常 的な活動を通じて、そういった情報なり課題に ついては把握しているというふうに思っており ます。今回の計画については、高等学校につい て書かせていただきましたけれども、教育とい うのは、高等学校だけで当然成り立つものでは ありません。連続したものが教育でありますの で、ここのところは今後ともしっかり踏まえな がら、この計画の策定、そして推進に当たって いきたいと、このように考えております。以上 です。

〇井上委員 やっぱり市町村の首長さんたちは、 しっかりとしたそういう意味での一歩前に出て くると、教育に関して言えば、国家百年の計と 言われるぐらいのものですので、一歩前に出て きていただくということも大変重要だと思いま すので、あらゆる場を通じて、これについては ぜひお話をしていただきたいというふうに思い ます。

ちょっと時間が余りありませんので、突出し た部分だけ私のほうで問題点を提起させていた だきたいと思っています。実は、15ページの再 入学や転学・編入学の情報提供という問題と、 それから結局、定時制・通信制のところは、学 びのセーフティネットとしての役割を持つとい うふうにされているわけですけれども、この関 連性というのが、ちょっと私には理解できない ところが多くあります。これについては、どう いう考えなのかというのがちょっとわかりませ ん。というのは、再入学や転学・編入学のこれ を可能とするようにしていくものの道筋、それ はどのように考えておられるんですか。今は、 短絡的にと言ったらおかしいですけれども、一 応セーフティネットとしての定時制・通信制が あるので、そこで抱えましょうという話になっ ていると思うんですよ。ただ問題は、これで言 われると、ちょっと違う地域の高校に再入学さ せるということをやるということになっている わけですから、それについての考え方、これは 可能なのかどうか、現実にこれはできるのかど うかというのを。

〇長濱学校政策課長 先ほどの中教審答申、ことしの1月31日と申しましたが、昨年の1月31日の間違いでございます。申しわけございません。

今の御質問にお答えいたします。委員からありましたように、今、退学した生徒が次の進路 を考えるときに、どうしても定時制・通信制と いうことを真っ先に考えるわけです。しかしな がら、私どもの考えは、決してその選択だけで はなくて、全日制で退学した生徒は、また同じ 全日制へ当然行くことは可能であると。今、法 的にも、いわゆる高等学校管理規則の中には、 再入学、転学・編入学等について、きちっと校 長の裁量でできるというふうに明記されており ます。したがいまして、法的にも十分可能であ ると。それがなかなか実質的になされていない という現状があります。そこで、一言で言いま すと、それをより弾力化すると。教職員の考え 方で、例えば「他校をやめた子だから、うちに は」じゃなくて、「他校をやめても、うちだった ら頑張ってくれるんじゃないか」と、そういう ふうないわゆる教職員の意識の改革、これは校 長、一般職員も含めてですけど、そういうふう な意識改革をまず図らせる必要があるのかなと。 そして、県としてもそういう指導をし、制度の 通知をし、あるいはまた、そういう可能性のあ る子供たちに対して、そういう情報をきちっと 伝えると、そういうことをしながらやっていく ことが大事なのかなというふうに考えておりま す。

○井上委員 なかなかこれは問題のあるところで、文章的には成り立っているんですよ。文章的には成り立つけれども、現実問題として、それが可能なのかどうかと言われると、非常に不可能に近い、なかなか難しい。本当に書いておられるので、すごいなとは思っておりますが、これはなかなか難しいのではないかと。私は、また後で、また今後のときに議論させていただくとして、これはなかなか難しい内容ではないかなと、各学校長もそんなふうに自分の学校にそれを受け入れるということが可能かどうかという点で言えば、なかなか問題点のあるところ

ではないかなというふうには思います。

ちょっと先を急いで、連携型中高一貫校とい うのはどういう学校のことを言うのか、それを 具体的に教えていただきたい。

○長濱学校政策課長 18ページの下のほうに、 参考というところがございます。ここに出てき ますけれども、いわゆる中高一貫校には3種類 あります。五ヶ瀬中等教育学校のように、いわ ゆる中等教育学校、それと2段落目ですが、併 設型というものがございます。これが今、西高 附属と泉ヶ丘附属中学校でございます。そして、 もう一つが連携型ということでございますが、 中等教育学校については、6年間一つの学校と して一体型で教育をします。それに対して併設 型は、設置者が同じ、いわゆる県立の中学校と 高等学校をつくって、あくまでも2つの学校で あると、中学校と高等学校、それを接続する、 ただし、入学選抜は行わないというところが特 色であります。そして、連携型は、例えば市町 村立の中学校と県立の高等学校を一貫校にする と、設置者は違うままに一貫教育をやるという ことでございます。例えば、どういうことがじゃ できるのかということですけれども、例えば教 職員を、例えば高校の先生が中学校に授業に行 く、またその逆もあり得ます。あるいは体育大 会を中高一緒に開く、文化祭を一緒に開く、そ ういうこと、そういうふうな生徒間の交流、教 職員の交流、そしていわゆる中高一貫した授業 の組み立て等々を研究しながらやれるというと ころが特徴かと思います。入試につきましては、 簡便な入試という表現がされていますが、やは り学力試験はしないで、面接等だけで高校に入 学するというシステムでございます。

〇井上委員 今、御説明いただいたことを踏ま えて、ちょっとお聞きしたいのは、今後の中高 一貫教育校についてというところ、ここでは、 文章的に私はおかしいと思っているわけですが、 「現在、県北、県央、県南にバランスよく設置 している」というふうに言われていますが、決 して私はこれはバランスがいいとはとても思っ ていないわけで、五ヶ瀬高校というのは、県央 にある西高附属と県南にある泉ヶ丘というのは、 地域から子供たちが出てきているわけで、それ はそれとして言われていいと思うんですね。地 域バランスと言われてもいいんですけど、五ヶ 瀬は決してそういう意味でいうバランスのいい 学校ではないわけですよ。そのバランスに入れ るかどうかと言われると、非常に問題があると いうふうに思いますけど、そこについてはいか がなんですか。

○長濱学校政策課長 おっしゃるように、五ヶ瀬については、全寮制で全県から生徒を集めて教育を行う学校ということで開設されたわけでございますが、現実的に位置的なものだけを見ますと、やはり五ヶ瀬は県北にあり、他の2校は県央、県南にあるということで、位置関係からいってバランスがとれているということで表現しているところでございます。

○井上委員 実際は、子供にどんな教育を受けさせたらいいのかというのは、親の願いなんですよ。そして、親はどこどこに、子供たちの選択肢を広げるために学校を選ぼうと思っているし、子供たちに小学校、中学校のころからどういう学校に行かせたらいいかと悩んでいるわけですよ。西高附属中は、そういう意味では大きな役割を果たしていると私は思います。先の選択肢を広げるための大きな力になっていると思います。だから、宮崎県内からいえば、どこに行くのが一番、先の選択肢を広げることができるかと言われると、西高附属に行ったほうがい

いのではないかと、世間全体のそういう宮崎県 内の親からいうと、そうなってくるわけですね。 泉ヶ丘中学校も併設校だけれども、それもいい 学校になりつつあるということについても私も 認めます。近辺にラサールがある関係もあるの で、向こうの方たちは、南のほうの方たちは、 やっぱりそこに進学校としては行かせたいとい うふうに思われると思うんです。五ヶ瀬は、じゃ 延岡あたりの子供たちとか、椎葉の山の中にい るけど、そういう学校に行きたいと思っている 子供たちの受け皿になっているかといったら、 なっていないわけですよ。だから、学校の形と してはバランスが悪い。そして、中野委員が言 われたように、じゃ2学級でいいではないかと いうときのあれを根底から崩しているわけです よね、1学級しかないわけですから。ですから、 そういう意味でいうと、五ヶ瀬校の本来の持つ 役割を、ここに、基本的なこの計画書に書かれ ているような形の学校に仕上げていくというこ とは、ひとつやはり議論すべきことではないの かなというふうに思うんですが、そこについて の議論は全くなかったんでしょうか。

○長濱学校政策課長 実は、平成19年度に西高 附属中学校をつくりましたときに、中高一貫教 育調査・研究委員会という、「今後の本県におけ る中高一貫教育校の設置について」ということ で、学識者の皆様による調査・研究会を1年間 持ったわけでございます。その研究の中で「協 議のまとめ」というのがあるわけですが、そこ の中で、「いわゆる県北と県央には既に中高一貫 校は設置されている。そのことから、新たな中 高一貫校の設置は、北諸県地区の高等学校に設 置することが必要である。なお、新たな学校の 生徒数が減少していく中で設置することになる ため、周辺の公立中学校への影響や私立中学校 とのバランスに十分配慮すべきであり、設置校数については、公立中学校への影響を考慮すると、併設型1校の設置が望ましい」、この提言を受けまして泉ヶ丘附属ができた。この調査・研究のときにも、五ヶ瀬の扱いが果たしてどうなのかということ等の議論があったやに聞いておりますが、その中でも、やはり五ヶ瀬を位置関係から県北にあるというとらえ方で、バランスということを考えて、あとは県南ということになったやに聞いております。教育委員会としましては、その「協議のまとめ」を受けて、そのような認識のもと、ただいまあります。現をさせていただいたところであります。

〇井上委員 これはまたきちんと議論しなけれ ばならない内容だというふうに受けとめるべき だと私は思っています。中野委員から出ました いわゆる2学級の、活力ある高等学校づくりの 推進というところ、2学級というのをそうしな い、今のままでいいんだというふうにいえば、 結局考えれば、連携型中高一貫教育にならざる を得ないわけですよ。ということは、そうなっ てくれば、じゃ人的なものと予算化というのは 本当に可能なのかどうか、そこが私もこっちの 財政のほうを聞いてみないとわからないところ なんですが、そこはあやしいですよね。だった ら、そういう意味でいう、県内全体の中で、進 学校としてというか、それだけの力を持たせる ような学校としてきちんとさせるなら、県北の 学校というのをきちんとするべき、それを一つ するべきだと思うんですよ。ですから、魅力の ある、活力のある高等学校を地域の中から決し てなくさないようにしていくには、それは宮崎 県内のバランスというのを考えていくというこ とと、もう一つは、その分だけ手厚い体制をと らない限りは、そういう教育を担保できないと

いうことは事実なんですから。だから、五ヶ瀬 が、フォレストピア云々かんぬんと言われまし たけれども、じゃ地域に住んでいる子供たちが そこに、あそこは全県で1校なんですから全く 立場が違う、だから予算の入れ方も違う、すべ てが違うわけです。だから、そこの違いという のを明確にしないと、非常にバランスが悪いと いうふうに私は思いますね。県北の子供さんた ちが、医学部に行きたいので、じゃ五ヶ瀬に行 こうというふうにしてくださればいいんです。 だから、そこにがんがん受け入れられればいい んですよ、何学級かでも、そういうふうにして 中高一貫校で受け入れられる。そういう体制を とっていただけるなら、それは別と思いますね。 これはもう一回議論をする必要があるし、ここ は改めて宮崎県の教育のありようというときに、 基本的に議論するべき必要というのがあるので はないかと思っていますが、そこについて、今 後もこのまま何もしないでいくつもりなので しょうか。

○長濱学校政策課長 今、委員からありましたけれども、先ほど申しましたとおり、平成19年度の調査・研究委員会の方針に基づいて、教育委員会としては今進んでおります。今後もますます少子化が進む中で、また新たな併設型中高一貫校をつくるというのは、はなかなか厳しい、難しいというふうには判断しているところでございます。

○井上委員 そのとおりなんですよ。だから、 五ヶ瀬を見直さないといけないと言っているん です。そうなんですよ。そのとおりです。今言 われたのに反論はないです。だから異論はない んですよ。だからこそ五ヶ瀬校をやっぱり見直 さないと、あれはおかしいでしょう。バランス が悪いでしょう。バランスがいいとはとても言

えないと思うんですよ。だから、何を目的とし て、何をどうしてあそこでまだその体制を続け なければいけないのかというのが、宮崎県の教 育の中で、あの五ヶ瀬というのはどういう位置 づけなのかというのが明確ではないということ なんですよ。だから、宮崎県の子供たちにとっ て公平・公正であるべき教育がそうではないと いうことなんです。そうではないというふうに 私は言い切っていいと思っているんですよ。そ こはそうじゃなく、このままずっとこれをやり とりはそのままなのかというのがちょっと、だ から、どうしても中野先生が言われるような地 域の中にある学校を地域ごとにきちんと残して というふうにしていくとしたら、一歩踏み込ん で考えざるを得ないところというのは、やっぱ り踏み込むべきだというふうに思うわけですよ。 先生が言われるように、2学級も残せない、あ れもだめ、これもだめ、この形しかだめですと 言われると、今回出されている計画書が、私ど もが委員会の中で言ってきたことで、一応議員 が言っている目先だけのことを、3年間引き延 ばせばいいんだというふうにして考えておられ るとしたら、これはやっぱり大間違いだと思う んですよ。宮崎県の教育全体を考えたときに、 今のような状況のときにどうあるべきなのかと いうのは、きちんとしたものがないと、これは 問題が出てくるというふうに思います。学校が、 地域の中で、宮崎県の中で教育がきちんと受け られるということになれば、産業の発展も、企 業誘致も、それから、いろんな意味で私どもが 何かをしていくときの一つの手だてになるとい うことだと私は思うんですよね。ですから、こ のバランスの悪さをどうしていくのかというこ とは、きちんと議論されるべきだと思いますけ ど、最後に教育長にお尋ねしておきたいと思い

ます。

〇渡辺教育長 先ほど来、五ヶ瀬中等教育学校 の話がございましたけれども、平成6年に全国 で初めて公立の中高一貫校として開校したわけ でありまして、本当に全県一区として「感動と 感性の教育」を標榜して、当時のフォレストピ ア構想の一環として設立された学校であるとい うふうに認識しております。今日まで多くの卒 業生を出しておりますけれども、非常に卒業生 は各方面で活躍しているというふうに私はとら えております。中には五ヶ瀬町の役場に就職し た子供たちもいるようでありますけれども、地 元密着型ですばらしい教育が展開されているな というふうに思っています。そのことと、先ほ ど来出ております2学級の問題との関連で、井 上委員はおっしゃったと思いますけれども、私 どもは、先ほど中野委員のほうから2学級で残 せないのかという趣旨の御発言がございました けれども、2学級を否定しているわけではあり ません。ただ、やはり2学級云々をする前に、 その問題に立ち入る前に、もっとやることがあ るのではないかというところが実は言いたいと ころなんです。その2学級に至らないように、 いかに生徒を確保していくのか、地域が支えて いくのかと、私はそこに尽きるのではないかな というふうにとらえております。もちろん我々 教育委員会も努力してまいりますけれども、や はり学校みずからの取り組みでは、おのずと限 界があるというふうに認識しております。そこ はやはり決定的に影響力を持つのは、地域の支 え、理解だと思います。地元の子供たちが地元 の学校に行く、だから学校が残る、それが私は あるべき姿であると思っております。そういう 中で、2学級の問題云々については、その次の 段階で議論されるべき問題かなというふうに私 は考えています。以上です。

〇井上委員 今の教育長の御意見には大変賛成 で、だから各市町村もきちんと出てきて、そし て地域の皆さんにそのことをしっかりとお伝え して、学校もインターネットを通じたりして学 校のありようみたいなものというのを発信する、 これが大事だと思うんですね。ただ、私が先ほ ど申し上げているのは、宮崎の西高附属中とい うのは、それなりに評価が高いというのは事実 なんですよね。そういう意味でいうと、県北、 県央、県南で今3校というふうに言われていま すが、五ヶ瀬は本当にある意味バランスが悪い。 だから、連携型中高一貫教育、これも挑戦する なら挑戦するだけの価値があると私も思います ので、それは十分な人的な関係と予算というの をしっかり執行部からもらうべきだと思ってい ますね。だから、もう少し教育委員会も、中山 間地対策費なんかも含めて、きちんとそれこそ が中山間地対策になるんだということを明確に 言って、予算をきちんと獲得するということは 必要だと、これは政策的にやるべきだと思うん ですよ。前回も言いましたけど、教育という観 点だけで物事を論じるって、教育委員会だけの 中で議論するのではなくて、政策的にこれは議 論しなければ、宮崎県政の衰退になるというこ となんですよ。だからこそ、中山間地対策費で も何でも、予算をこっちに持ってこさせるとい うぐらいのことをしないとだめだというふうに 何回も申し上げているんですね。例えば、県の 駅伝で走って、宮崎県が下だったと言ってみん なでがっかりして、それよりも、地域を含めて、 地域の市町村もそういうことに対して、どう学 校に対してバックアップしていくのかというこ ととかが明確でないといけないということなん ですよ。具体性がないといけないということな

んですよ。ですから、政策的にできること、政 治的にできることについては、市町村長を含め てしっかりやらせるということを教育委員会も 言わないと、教育委員会だけで物事を考えてい ると、決して、そこだけで終わってしまって、 内向きの議論で終わってしまうということなん ですよ。だから、いかにそれを政策的なものと してきちんと知事に明確にさせるかということ を教育委員会がしっかり言わない限りは、なか なか予算の配分とかはできないのではないかと いうふうに、私はそう思っています。これは一 貫して、私は再三にわたって申し上げていると ころなので、ですから、先ほど申し上げたよう に、五ヶ瀬については、もうこれでいいんだと いうふうにしないで、議論すべきところについ ては議論して、改革すべきところについては改 革するということが私は必要だと思う。殼を破 るなら破るなりの、だから、宮崎県はどういう 教育を受けられるから企業もいらっしゃいと、 そして再三にわたって私は昔からSOHOの問 題は取り上げていますが、それを考えれば、今 都会のIT企業なんかは、精神的にインターネッ トばかりやっていると摩耗していくというとこ ろもあって、中山間地を、その中にある古民家 みたいなのを全部買い取って、そこをオフィス にしているという例なんかもあるわけですよ。 だから、宮崎は何もできないのではなくて、何 かそういう手だても含めて、グローバルという のを何度も言われているように、いろんな意味 で、やはり今まであるしがらみ的なところとい うか、こうあらねばならないというところをあ る程度外して、今回のこの計画に基づいて言え ば、宮崎県はこういう教育が受けられるんだと いうことがしっかり言えるようにしないと、 ちょっと私は弱いのではないかというふうに思

います。ですから、今の教育長からのお話にも 別に反論があるわけではないです。ただ、五ヶ 瀬のバランスの悪さは、やっぱりもう一回議論 する必要というのが、だから、県北に中高一貫 校が一つあるということを明確にするには、そ のあたりの周辺の子供たちがずっとここに入っ てきてくれるような、だから、あそこを2学級 なり3学級にする、何学級かにするということ も含めて考える必要というのがあると私は思う。 地域活性化にもなるし、県北に一つの大きな力 になるというふうに思いますね。ここに書かれ ている内容の中に、地域の企業も含めて各大学 の関係者との連携、大学との連携もあると思う んですが、九保大含めて、いろんなところの県 北にあるそういうものを、いかに連携を強めて、 いい学校、いい大学、そしていろんな意味で連 携したものに仕上げていくかということがない と、目先のことだけで議論をしているというこ とには問題点が物すごくあると思うんですよ。 だから、私は、スーパーティーチャーもいらっ しゃることは存じ上げています。西高に行って みまして、サマースクールとか見せていただく と、それなりの先生方がいらっしゃるというこ ともわかります。だから、それなりの教師もき ちんとつくらないといけないわけだから、それ なりの教師をつくっていくには、予算も含めて そうですけれども、ある程度器材も含めて、い ろんなものを獲得していく力というのを持つ必 要があるというふうに思っています。これは私 の持論なんですよね。教育論というだけではな くて、これを政策論にしないと問題が残ります よということなんですよ。だから、飯野の高校 がずっと残っていったから、それでいいという ものじゃないんですよ。飯野がもっとしっかり した、今、野辺市長のところで、串間が非常に

福島高校、頑張っておられますが、あれは地域 の方たちが非常に参加してきてくださっている というところに大きな力があると思うんですね。 そういう形をとらない限りは、教育はある意味、 教育委員会だけでやればいいという感覚になっ ておられるとしたら大間違いだというふうに私 は思っています。これを政策的にどう仕上げて いくかということが大事なんじゃないですかね。 だから、私立の学校と公立の学校との、非常に だんだん、これは産業化ですからね。私立は絶 対手を出すと思います。全部、公立が競争相手 なんですから。そこをよく考えていただきたい。 宮崎県の親たちにとってみれば、今は公立高校 が頼りなんですよ。だけど、私立は、頭のいい 子というか成績のいい子、そことちょっとそう でもないお金になる子、そこを分離しながらで もやるんです。これを教育と言えるかどうかと いうのは、なかなか難しいところがあると思い ます。ですから、宮崎県の子供たちのために、 もう少し踏み込んだ形での議論というのをされ るべきではないかというふうに思います。です から、これほどお願いしてもなかなか先に進ま ないのは残念なんですね、宮崎県というところ は。非常に残念な県だと思いますけれども、そ ういう議論をされるべきだと思いますが、教育 長、いかがなんですかね。

○渡辺教育長 ただいま井上委員のいろんな御意見をお伺いしながら、大変力強いエールを送っていただいたなというふうに受けとめております。私も教育長を4年やっておりますけれども、これはどこの県の教育長あるいは市町村の教育長さん方とお話ししても同じことを言うんですけれども、やはり教育委員会が一番非力なところというのは、予算なかなかとれない、これが一番つらいところだというふうに皆さん異口同

音におっしゃっています。そういう中で、私なりにこの4年間、教育課題に対処するために、誠心誠意、教育委員会のためにというよりは子供たちの明るい未来のために、予算の獲得に、知事にお願いをしたり、いろんなところにお願いをしながら、確保に努めてきたところであります。今、委員がおっしゃったような点を十分踏まえまして、教育委員会として、予算あるいは人員の確保等については、今後とも十分念頭に置いて対処していきたいなと、このような思いでいっぱいであります。以上です。

○横田委員 高校生の就職状況について御説明 がありました。過去2年よりか内定率も上がっ ているということで、教育長を筆頭として、各 企業とかにお願いに行っていただいている成果 が出ているのかなというふうにも思っていると ころです。こういう時代に就職をさぜるを得な い今の子供たち、本当に気の毒だなというふう にも思っているところです。この整備計画の7 ページですけど、「自立した社会人・職業人とな るための意識や態度の育成」、この一番上に「高 校及び大学卒業後の早期離職率の高さが指摘さ れるなど」というふうに書いてありますけど、 早期離職とか就職ができない子供たちが出たと きに、いつも出てくる言葉がマッチングという 言葉ですよね。私はあれを聞くたびに本当に残 念だなと思うんですけど、だれだって本当に自 分が希望した職につける人というのは、本当に 少ないと思うんですよね。完全にマッチしてい るわけじゃないんだけど、そこで長く辛抱して 勤めることによって自分の役割とか立ち位置が 見えてきて、やりがいが見つかってくるんじゃ ないかなと思うんですよね。それとか、高校の ころは、まだその仕事しか自分に合った仕事は ないと思うのかもしれないけど、本当は子供た

ちの能力とか可能性というのは、そんな狭いものじゃないと思うんですよね。ほかにも自分が気がついていないだけで、いろんな方向に可能性は広がっていくと思うんですよね。そういったのをしっかりと指導していきながら、教えていきながら、就職とかの進路指導をしていくことが非常に大事じゃないかなというふうに思うんですけど、そういった意味合いもこの7ページの文章の中には入っているのか、そこはちょっと確認させていただきたいんですけど。

○長濱学校政策課長 まさに七五三と言われる ような状況があるわけでございます。それで、 各企業の代表の方々の御意見を伺いますと、や はり今議員がおっしゃったように、本当にすぐ やめてしまう、仕事のおもしろさがわかるまで やってくれればいいんだけれども、まさに石の 上にも三年で、3年おれば何とかなるんだけれ ども、そこまでなかなか行き着けない子が多い というようなことを聞いております。そういう こと等が、ここの4番の「自立した社会人・職 業人となるための意識や態度の育成」とここに 特出しで打ち出しましたのが、やはり学校教育 で学んだことが本当にその社会に出たときに生 かされているのか、きちっとそれがつながって いるのかという疑問が、今この日本全体で提示 されているところでございます。そこで、先ほ ど申しました昨年度の答申を受けて、やはり本 格的にニート、フリーターの問題、離職率の問 題、あるいはますます厳しくなるグローバル化 社会の中で、たくましく生き抜いていく、しっ かりと仕事をして自立していけるような子供た ちを育成する必要があるんだということから、 このキャリア教育の重要性というのが叫ばれて いるところでございます。それで、特に、要す るにじゃ何なのかということがよく言われるん

ですけれども、これもまた企業の方々からおっ しゃるのがコミュニケーション能力だと、きちっ とあいさつができることだ、あるいはしっかり と自分が働く意味を見つけ出して、我慢強く忍 耐力を持って仕事をし続けることだと、そうい うことをおっしゃいます。その部分を今申し上 げた基礎的・汎用的能力と言いますが、人間関 係の形成能力であったり、あるいは自己管理能 力であったり、こういうところを見据えた教育 をやっていくと。今までやってこなかったかと いうと、やってきているんですが、そこがきちっ と位置づけ、教師側もきちんと意識して、絶え ず仕事をするとき、この子が社会に出たらどう なんだろうか、そういうふうな視点でいつも見 ながら、目の前の子供たちの教育をする、そう いうことが大事なのかなと思っています。そう いう意味で、今後この部分については、教育委 員会を挙げて、キャリア教育については最重要 課題の一つとしてとらえながらやっていきたい というふうに考えております。

○中野委員 もう一回確認とお願いをしたいと 思いますが、最終決定がいわゆるされるまでの このプロセスですけれども、2で書いてあるわ けですが、日ごろから教育長は県議会の意見に も十分配慮するということを本会議等で言われ ているから、非常に期待をしているわけですが、 我々の議会は本日、それから2月定例の常任委 員会もまたありますよね。そのときに計画修正 (案)というのが説明されるわけですが、その ときが最終案ではないわけですがね。

〇長濱学校政策課長 2月の文教常任委員会で 出された意見を踏まえまして、さらに修正を加 えたものが最終案ということでございます。

〇中野委員 ぜひ我々の議会の意見を今後も十 分配慮していただきたいというお願いと、それ から、さっきも私立のことが出ましたが、この 計画の中にも、私は私立学校との調整も必要な 部分があるように思うんですよね。前も委員会 かどこかで私は発言したと思うんですが、その 私立学校を代表する機関ないしそれを管轄する 総務部、そことの協議もぜひお願いしたいとい うことと、それと、この計画(案)については、 我々の議会の議決案ではないですよね。議決事 項ではないですから、一番最後の頼みとすると ころは、定例の教育委員会だと思うんですよね。 だから、この教育委員会でもいろいろ意見が出 たものを、その後も修正されて最終案とされる のかどうかを確認したいと思います。

○長濱学校政策課長 私立との関係でございますが、公立・私立協議会という協議会を持っており、常設されておりまして、年に何回か幹事会クラスと正式な協議会という形で常に連携をとりながら、高等学校の特に定員決定に当たっては、両者で話し合いをして決定をさせていただいているところでございます。その他の点についても協議をしているところでございますが、決定の仕方で、最終案を3月の定例教育委員会に当然示しますが、そこでまた御意見も聞きますので、その御意見を盛り込んだものが最終計画ということになると思います。

○中野委員 その私立学校との件は、この整備 計画をもってぜひ協議をしてほしいということ と、教育委員会での活発な議論を期待をいたし たいと思います。お願いしておきます。

〇長濱学校政策課長 わかりました。

○河野委員長 そのほかございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇河野委員長 ちょっと委員長のほうから一言、 先ほど井上委員、中野委員、どちらも出てきた んですが、1月20日に私学の推進協議会のほうに常任委員長として参加させていただきました。この報告というのは、教育委員会のほうには内容が伝わっているでしょうか。なければ、ぜひ内容をいただいてほしいなと思います。確かに経営の部分と教育の部分、生徒獲得のために、本当に私立は建学精神を勝負としていますので、非常に魅力ある学校とはこうあるべきだという必死さをやはり感じました。そういう部分でいうと、生徒獲得ということで本当に必死だなということを実感しましたので、またちょっと報告を聞いていただいて反映できるようによろしくお願いしたいと思います。

では、以上をもちまして、教育委員会を終了 いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後0時23分休憩

午後0時25分再開

○河野委員長 委員会を再開いたします。

その他、何かございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○河野委員長 以上で委員会を終了いたします。

午後0時25分閉会